

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年10月31日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第41号

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年新潟県規則第67号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（条例別表第 1 の規則で定める事務） 第 3 条 （略） 2～7 （略） 8 条例別表第 1 の 6 の項の規則で定める事務は、<u>県立中学校及び県立中等教育学校の前期課程</u>における学校給食費についての援助の対象となる者の認定に関する事務とする。 9 条例別表第 1 の 7 の項の規則で定める事務は、公立の特別支援学校及び<u>県立中学校（県立中等教育学校の前期課程を含む。）</u>への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）で、経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関するものとする。 10 （略） （条例別表第 2 の規則で定める事務及び情報） 第 4 条 （略） 2 条例別表第 2 の規則で定める情報は、生活に困窮する外国人であって省令第44条第 1 号に規定する要保護者等に準ずる者に係る同号ハからホまで、リからルまで、ワからヨまで、<u>ク及びマ</u>に掲げる情報並びに同号ヲに掲げる情報に準ずる情報とする。 （条例別表第 3 の規則で定める事務及び情報） 第 5 条 条例別表第 3 の 1 の項の規則で定める事務は、省令第44条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、同条第 1 号に規定する要保護者等に係る同号ノ及びオに掲げる情報とする。 2 条例別表第 3 の 2 の項の規則で定める事務は、省令第127条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、同条第 1 号に規定する要支援者等に係る<u>同号ノ及びオ</u>に掲げる情報とする。 3 条例別表第 3 の 3 の項の規則で定める情報は、生活に困窮する外国人であって省令第44条第 1 号に規定する要保護者等に準ずる者に係る<u>同号ノ及びオ</u>に掲げる情報とする。	（条例別表第 1 の規則で定める事務） 第 3 条 （略） 2～7 （略） 8 条例別表第 1 の 6 の項の規則で定める事務は、<u>県立中等教育学校の前期課程</u>における学校給食費についての援助の対象となる者の認定に関する事務とする。 9 条例別表第 1 の 7 の項の規則で定める事務は、公立の特別支援学校及び<u>県立中等教育学校の前期課程</u>への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）で、経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関するものとする。 10 （略） （条例別表第 2 の規則で定める事務及び情報） 第 4 条 （略） 2 条例別表第 2 の規則で定める情報は、生活に困窮する外国人であって省令第44条第 1 号に規定する要保護者等に準ずる者に係る同号ハからホまで、リからルまで、ワからヨまで、<u>ノ及びク</u>に掲げる情報並びに同号ヲに掲げる情報に準ずる情報とする。 （条例別表第 3 の規則で定める事務及び情報） 第 5 条 条例別表第 3 の 1 の項の規則で定める事務は、省令第44条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、同条第 1 号に規定する要保護者等に係る<u>同号ウ及びヰ</u>に掲げる情報とする。 2 条例別表第 3 の 2 の項の規則で定める事務は、省令第127条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、同条第 1 号に規定する要支援者等に係る<u>同号ウ及びヰ</u>に掲げる情報とする。 3 条例別表第 3 の 3 の項の規則で定める情報は、生活に困窮する外国人であって省令第44条第 1 号に規定する要保護者等に準ずる者に係る<u>同号ウ及びヰ</u>に掲げる情報とする。

附 則

この規則は、令和 7 年11月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項及び第 5 条の改正は、公布の日から施行

する。